

--独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院看護学生奨学金貸与要領

(目的)

第1条 本要領は、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）看護学生奨学金貸与規程（以下「規程」という。）に基づき、徳山中央病院（以下「病院」という。）に必要な看護師等及び助産師（以下「看護師等」という。）を確保するため、地域医療機能推進機構附属看護専門学校その他の日本国内の看護師等養成施設（看護師養成施設及び助産師養成施設をいう。以下「看護学校等」という。）に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定め、病院に必要な看護師等を確保することを目的とする。

(貸与対象要件と人数)

第2条 奨学金の貸与の対象となる者は、当該各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 日本国内の看護学校等に在籍する学生であって、学生の本分を守り、学業に精励することができる者
 - 二 看護学校等を卒業後、病院に常勤の看護師等として勤務することを希望する者
- 2 貸与人数は、1学年につき6名以内とする。

(貸与申請)

第3条 奨学金の貸与を受けることを希望する者は、病院の院長に対し、奨学金貸与申請書（様式第1号）に以下の書類を添付して、（筆記試験・面接試験に先だって）提出する。

- 一 看護学校等を受験する者
 - ・受験する看護学校等の入学願書の写し、履歴書、在籍する高等学校長が作成する調査書
- 二 看護学校等に在籍中の者
 - ・在籍する看護学校等の成績証明書

(奨学生の決定)

第4条 徳山中央病院院長（以下「院長」という。）は、書類選考及び筆記試験、面接試験により、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定する。

- 2 院長は、奨学生に対して奨学金貸与決定通知書（様式第2号）を発行するものとする。
- 3 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した場合には、院長に対して速やかに奨学生誓約書（様式第3号）及び看護学生奨学金貸与契約書（要領様式第1号）を提出しなければならない。

(奨学金の額及び貸与期間)

第5条 奨学金の貸与額は、月額5万円とする。

- 2 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度までの修行年限とする。すでに看護学校等に在籍している学生から貸与申請の希望がある場合は、院長の判断により個別に対応することができるものとする。

(貸与方法及び利息)

第6条 院長は、学生が奨学生となった年度から卒業する年度まで、毎年4月及び10月に奨学金の年額の2分の1に相当する額を貸与する。

- 2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

第7条 奨学生は、一定の職業を持ち、かつ、奨学生とは独立した生計を有している者を保証人として立てなければならない。

2 保証人は、奨学生と連帯して債務を負担するものとする。

3 保証人が連帯して債務を負担する極度額は、奨学生が病院から貸与を受ける総額を上限とする。

(奨学生の資格の取消し)

第8条 院長は、奨学生が次の各号に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消すことができる。

一 新たな学年に進級できないとき

二 就学態度、成績等について特段の問題があり、奨学生とすることが適当でないと判断されたとき

(奨学生の辞退)

第9条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第10条 院長は、奨学生が看護学校等を卒業後、病院において常勤職員として引き続き第6条第2項に定める貸与期間相当の期間(以下「返還債務免除勤務期間」という。)勤務したときは、奨学金の返還の債務を全額免除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、院長は、1年以上の勤務につき1年分の奨学金の返還債務を免除することができる。なお1年に満たない期間は、返還債務免除勤務期間に含まない。

3 院長は、奨学生が返還債務免除勤務期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったときは、奨学生又はその家族と協議の上適当と判断する場合は、奨学金の返還の全額又は一部を免除することができる。

4 院長は、前3項の規定により返還の債務の全額又は一部を免除した場合、本人及び連帯保証人に対し、奨学金返還免除決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(返還債務免除勤務期間の通算)

第11条 地域医療機構内の他の病院に異動した場合には、返還債務免除勤務期間に含むものとする。なお、異動した取り扱いは、次の各号のとおりとする。

一 病院は、貸与した奨学金の総額から病院で勤務した期間の免除相当額を減じた債権を、異動日に異動先病院へ移管する。ただし、病院において業務に従事した期間が1年に満たない期間がある場合は、端数の月数に応じた奨学金の債権を病院に残す。

二 病院における1年に満たない期間と異動先病院での勤務期間の合算が1年と

なった時点で異動先病院は病院に対して、その旨を伝え、病院は、自らが管理する債権の免除相当額を減じる。

三 病院は、異動先病院に対して、移管された債権の額に相当する金銭を一括して支払うよ

う求める。

四 病院の奨学生である看護学生が、病院において業務に従事することなく、卒業後すぐに病院以外の地域医療機構病院（以下「採用病院」という。）に採用された場合は、採用病院の合意を得たうえで、債権を採用病院へ移管する。

（返還債務免除勤務期間一時中断）

第12条 院長は、奨学生が病気、出産、育児等のライフイベント等自己都合により業務に従事できない場合で、奨学生と協議の上適当と判断するときは、返還債務免除勤務期間の一時中断を認めることができる。

2 一時中断の期間は、一時中断を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの期間とし、返還債務免除勤務期間に含まない。

（返還）

第13条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与された奨学金の全額（第11条第2又は第3項に該当する場合にあっては、返還の債務を免除した額を減じた額）を一括して返還しなければならない。

一 規程第9条の規定により奨学生の資格が取り消されたとき

二 病院の職員採用試験に不合格となったとき

三 原則として、看護学校等を卒業後2年以内に看護師又は助産師の免許を取得できなかったとき

四 返還免除勤務期間を満たさずに退職するとき

五 病院の就業規則に著しい違反行為があったとき

2 前項にかかわらず、やむを得ない事情により一括返還できないと院長が認めた場合には、返済期間の上限を3年として分割返済することができる。この場合には、院長並びに奨学生及び連帯保証人は、分割にかかる書面（債務弁済契約書）を作成するものとする。

3 前項の分割返済における延納利息については、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程（平成26年規程第61号。以下「会計規程」という。）第24条の規定に基づき延納利息を徴収することができる。（延納利息の率は、国の債権等に関する法律行令に基づき財務大臣が別に定める率とする。）

（延滞金）

第14条 院長は、奨学生が、前条第1項で規定した額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、延滞金を徴収するものとする。（延滞金の利息の率については、前条第3項の規定を準用する。）

（紛争対応）

第15条 勤務の誓約を果たさずかつ奨学金の返還の義務が履行されない場合、連帯保証人への返還請求等法的措置をとることとする。

（疑義の調整）

第18条 貸与規程及び本要領に定めのない事項及び本要領に関し疑義が生じたときは、必要に応じて院長と奨学生が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年9月1日から施行する。